

インド特許局、オフィス間の案件移管の試行を開始

2014 年 7 月 8 日
JETRO ニューデリー

本年 7 月 7 日付で、インド特許局は、4 つある特許本局/支局間で案件移管を行う新たなプロジェクトの試行を開始したと発表した¹。

インド特許局は、コルカタ本局及びデリー、ムンバイ、チェンナイの 3 支局、計 4 本支局が土地管轄に基づき、出願受理、審査を行っている。各出願は、出願受理を行った本支局で審査が行われるが、2013 年の特許規則改正により、受理オフィス以外のオフィスに案件を移管ができる旨の規則 4(3)が新設されていた。

本規定は、審査が遅延しているオフィスの案件を他のオフィスに移管することで、各オフィスの担当官の専門性に応じた案件配布、各オフィスのワークロードの均一化を可能とするものであり、今回は、デリーオフィスに出願されている電気・電子分野の出願 100 件を対象に試行を行うとしている。

プロジェクト計画概要

1. 電気電子分野において最も審査の遅いデリーオフィス(2008 年 8 月審査請求分を審査中)の特許出願 100 件を電子的に他のオフィスの審査官に付託する。
2. 紙書類は各オフィスには送らず、デリーオフィスで保持する。
3. 審査報告書は各オフィスから送達され、そのコピーは、デリーオフィスにも送達される。
4. FER には、デリーオフィスに対して応答するよう記載する。出願人/代理人は、ヒアリングが必要になった際には、各オフィスに出頭することに合意する合意書(No Objection Certificate : NOC)の提出が求められる。また、それを望まない場合、デリーオフィスでの TV 面接設備が提供される。
5. ヒアリング手続において審査管理官に提出した全ての書類は、デリーオフィスに同一の書面が提出されることにより受理されうる。仮にデリーオフィスに提出されない場合には、審査管理官は、当該書面を考慮せずに判断を行い、そのような書面は、公式記録の一部とならない。
6. ヒアリングが行われた場合、デリーオフィスに 15 日以内に書面を提出する機会が与えられ、そうしない場合、そのような書面は、公式記録の一部とならない。
7. 付与前異議申立及びそれに関連する書面は、デリーオフィスに提出されなければならない。当該手続におけるヒアリングは、両当事者が新管轄オフィスに出頭できるよう考慮される。同様の原則が TV 会議に適用され、両当事者が合意に至らない場合、ヒアリングは、TV 会議により行われる。全ての書類はデリーオフィスに提出されなければならない。
8. 本試行案件に係る付与後の全ての手続はデリーオフィスでのみ行う。

関係者への協力要請

9. 2014 年 7 月 2 日に関係者会議が開催されたが、本計画は概ね歓迎された。NOC は、最初に提出するよう明確化された。各人には、出願番号を記載した手紙が別途送付される。
10. 本 100 の出願に係る出願人/代理人は、2014 年 7 月 11 日までに NOC を提出されたい。
(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2014 年 7 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

¹ http://www.ipindia.nic.in/iponew/PilotProject_07Julyw014.pdf